資料 4

「横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持)対策案等に対する意見聴取について」に対する関係利水者等の回答について

平成 24 年 12 月

国土交通省 四国地方整備局



高知県知事 殿



横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案に対する意見聴取について(照会)

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

横瀬川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に 係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価 実施要領細目」(以下、「実施要領細目」という。)(平成22年9月28日付)に 基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、横瀬川ダム建設事業に替わる複数の新規利水対策案及び複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する 意見聴取を実施したく、添付資料に基づきご回答いただけますようお願いい たします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏ま えて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。 何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

- 1. ご意見を伺う新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案
 - 1)新規利水対策案(資料1参照))
 - ①横瀬川ダム案
 - ②河道外貯留施設(貯水池)案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発 (掘削) 案
 - ⑤地下水取水 (既設) +河道外貯留施設 (貯水池) 案
 - 2) 流水の正常な機能の維持対策案(資料2参照)
 - ①横瀬川ダム案
 - ②河道外貯留施設(貯水池)案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発(かさ上げ)案
 - ⑤地下水取水(既設)+河道外貯留施設(貯水池)案
- 2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご 承知下さい。

3. 提出

意見提出様式(別紙)にて提出願います。

4. ご回答期限

平成24年10月5日(金)までとさせていただきます。
※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先

国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課 横瀬川ダム建設事業の検証事務局 〒 760-8554 高松市サンポート 3 番 33 号 TEL 087-851-8061 FAX 087-811-8417 横瀬川ダム建設事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持 対策案に対するご意見

団 体 名	3				
担当者	<u> </u>				
連絡先(TEL)	4			
ご意見の項目		ACCRECATION A	ご 意	見	
1) 新規利水対策等について(対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下るい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		,		
2) 流水の正常な材能の維持対策案がついて(対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも維構です。					



24高河川第376号 平成24年10月9日

四国地方整備局長 様



横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案に対する意見聴取について(回答)

平成24年9月19日付け国四整河計第21号で照会のありましたうえのことについては、別紙意見書のとおりです。

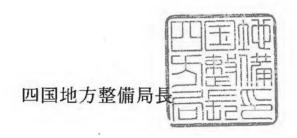


横瀬川ダム建設事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持 対策案に対するご意見

団	体	名	高知県
担	当者	名	
連絡	先 (T	EL)	088-823-9838
ごう	意見の	項目	ご意見
1)新規利水対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下さ い。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。			【対策案】 ①横瀬川ダム案 【意見】 ダム計画地点より下流の上水道は、現在、渇水時には水源の水位が低下し、増水時には濁水が発生するなど、安定かつ衛生的な給水ができていない状況です。このため、四万十市は横瀬川ダム事業に利水参画し、すでに、水道事業計画に基づく施設整備を一部実施しています。 このことから、コスト面や時間的観点からみた実現性において、ダム案が妥当であると考えます。
2)流水の正常な機能の維持対策案について(対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。			【対策案】 ②河道外貯留施設(貯水池)案 ③海水淡水化案 ④ダム再開発(かさ上げ)案 ⑤地下水取水(既設)+河道外貯留施設(貯水池)案 【意見】 これら代替案は、コスト面や農地に影響を与える等ダム案と比較して問題が多く、実現性が低いと考えます。

国四整河計第21号平成24年9月19日

四万十市長 殿



横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案に対する意見聴取について(照会)

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

横瀬川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に 係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価 実施要領細目」(以下、「実施要領細目」という。)(平成22年9月28日付)に 基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、横瀬川ダム建設事業に替わる複数の新規利水対策案及び複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する 意見聴取を実施したく、添付資料に基づきご回答いただけますようお願いい たします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏ま えて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。 何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

- 1. ご意見を伺う新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案
 - 1)新規利水対策案(資料1参照))
 - ①横瀬川ダム案
 - ②河道外貯留施設(貯水池)案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発 (掘削) 案
 - ⑤地下水取水 (既設) +河道外貯留施設 (貯水池) 案
 - 2) 流水の正常な機能の維持対策案(資料2参照)
 - ①横瀬川ダム案
 - ②河道外貯留施設(貯水池)案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発(かさ上げ)案
 - ⑤地下水取水 (既設) +河道外貯留施設 (貯水池) 案
- 2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご 承知下さい。

3. 提出

意見提出様式(別紙)にて提出願います。

4. ご回答期限

平成24年10月5日(金)までとさせていただきます。
※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先

国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課 横瀬川ダム建設事業の検証事務局 〒 760-8554 高松市サンポート 3 番 33 号 TEL 087-851-8061 FAX 087-811-8417 横瀬川ダム建設事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持 対策案に対するご意見

団 体 名	
担当者名	
連絡先(TEL)	
ご意見の項目	ご意見
1) 新規利水対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2) 流水の正常な機能の維持対策案について(対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	

24 四 建 第 107 号 平成 24 年 10 月 3 日

国土交通省四国地方整備局長川 崎 正 彦 様

四万十市長 田 中



横瀬川ダム建設事業の利水 (新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案等に対する意見について (回答)

日頃より四万十市行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。 平成24年9月19日付け、国四整河計第21号でご依頼のありました上記の件について、 別添のとおり回答いたします。

内容をご確認いただき、一日も早いダム事業の再着手を何卒よろしくお願い申し上げます。



横瀬川ダム建設事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持 対策案に対するご意見

団 体 名	四万十市役所
担 当 者 名	
連絡先(TEL)	0880-34-1116
ご意見の項目	ご意見
1) 新規利水対策案について(対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	施設案、海水淡水化案、ダム再開発案、地下水取水(既設) +河道外貯留施設案が立案・抽出されているが、いずれの
2)流水の正常な機能 の維持対策案につい て (対策案の名称を記入 の上、ご意見を記載し て下さい。) ※ご意見を頂く対策 案は複数でも結構で す。	年、平成 14 年、平成 23 年度など、渇水時には河川が干上がり農業用水の確保が出来ず農作業に支障を及ぼす事態も

宿毛市長 殿



横瀬川ダム建設事業の利水 (新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案に対する意見聴取について (照会)

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

横瀬川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣からダム事業の検証に 係る検討について指示を受け、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価 実施要領細目」(以下、「実施要領細目」という。)(平成22年9月28日付)に 基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

国土交通省四国地方整備局においては、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、横瀬川ダム建設事業に替わる複数の新規利水対策案及び複数の流水の正常な機能の維持対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出したところです。

今回、抽出しました新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案に対する 意見聴取を実施したく、添付資料に基づきご回答いただけますようお願いい たします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏ま えて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。 何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

- 1. ご意見を伺う新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案
 - 1)新規利水対策案(資料1参照))
 - ①横瀬川ダム案
 - ②河道外貯留施設(貯水池)案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発 (掘削)案
 - ⑤地下水取水(既設)+河道外貯留施設(貯水池)案
 - 2) 流水の正常な機能の維持対策案(資料2参照)
 - ①横瀬川ダム案
 - ②河道外貯留施設(貯水池)案
 - ③海水淡水化案
 - ④ダム再開発(かさ上げ)案
 - ⑤地下水取水 (既設) +河道外貯留施設 (貯水池) 案
- 2. 留意していただく点

頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご 承知下さい。

3. 提出

意見提出様式(別紙)にて提出願います。

4. ご回答期限

平成24年10月5日(金)までとさせていただきます。 ※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。

5. 問い合わせ先及び提出先

国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課 横瀬川ダム建設事業の検証事務局 〒 760-8554 高松市サンポート3番33号 TEL 087-851-8061 FAX 087-811-8417 横瀬川ダム建設事業の新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持 対策案に対するご意見

団 体	名	
担当者	名	
連絡先(TE	L)	
ご意見の項	1	ご意見
1) 新規利水対抗について(対策案の名称記入の上、ごがを記載している。)※ご意見を頂ぐ策案は複数では構です。	かを 意見 ら く 対	
2) 流水の正常が能の維持対策等でいて(対策案の名称記入の上、ご覧を記載していい。)※ご意見を頂ぐ策案は複数でで構です。	案に を見さ 対	

宿 建 第 4 6 2 号 平成24年9月28日

国土交通省 四国地方整備局長 様



横瀬川ダム建設事業の利水 (新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案に対する意見聴取について (回答)

平成24年9月19日付け国四整河計第21号で照会のありました標記事項 について、別紙のとおり回答いたします。



横瀬川ダム建設事業の新規利水対策案及び 流水の正常な機能の維持対策案に対するご意見

団 体 名	宿毛市
担当者名	
連絡先	0880-63-1120
ご意見の項目	ご意見
1) 新規利水 対策案について (対策案の名称を記入の上、 ご意見を記載 してください) ※ご意見をいただく対策案は複数でも結構です	・横瀬川ダム案について 対策案の中で、安全度(目標)、コスト、実現性等について比較検討すると、横瀬川ダム建設案が最適であると考える。 先日の関係地区住民の会(平田・山奈・中筋地区)においても 治水面や利水面においても横瀬川ダム建設を強く望んでおり、早 期着手・早期完成を目指していただきたい。
2)流水の正常な機能の維持対策案について(対策案の名称を記入の上、ご意見を記載してください)※ご意見をいただく対策案は複数でも結構です	・横瀬川ダム案について 宿毛市の農地については、中筋川ダムの建設により農業用水の 安定供給が図られているが、四万十市の横瀬川流域においては、 渇水期に瀬切れ状態となり、農業用水の確保に苦慮していると聞いております。 抽出された代替案は、コスト面や農地そのものに影響を与える 案もあり、横瀬川ダム建設案と比較しても実現性は低いと考えられるため、安定した流量確保の面からもダム建設が最適であると 考える。



国四整河計第20号平成23年8月23日

高知県知事殿



横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案等に対する意見聴取について

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

横瀬川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣より「ダム事業の検証 に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下、「実施要領細目」という。)(平成22年9月28日付)に基づき、ダム事業の検証を実施しているところで す。

この度、国土交通省四国地方整備局において、複数の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持)対策案について概略検討を行ったことから、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、貴殿のご意見を求めますので、添付資料に基づき回答頂けますようお願いいたします。

また、複数の治水・利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持)対策案において、既設中筋川ダムの利水容量(工業用水・水道用水・かんがい用水)の容量再編(買取り)又はダム使用権の振替を対象として検討しております。

つきましては、貴殿が中筋川ダムに確保されています工業用水・かんがい 用水における利水容量について、容量再編(買取り)又はダム使用権の振替 への同意の可能性の有無についてもお伺いします。また、同意の可能性有り の場合には、可能水量等の諸条件についても併せてお伺いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏ま えて、安全度(目標)・コスト・実現性等の評価軸により検討することとし ております。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である 国土交通省四国地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添1)

- 1. ご意見を伺う利水対策案
 - 1)新規利水対策案 (別添3)資料参照
 - 流水の正常な機能の維持対策案 (別添3)資料参照
 - ※(別添3)(別添5)は、横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の第3回幹事会配布資料と同じです。
- 2. 留意していただく点 頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご 承知下さい。
- 3. ご回答期限 平成23年9月22日(木) ※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。
- 4. 提出先 国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課

横瀬川ダム建設事業の検証事務局 〒760-8554 高松市サンポート3番33号

5. 問い合わせ先 河川計画課長 足立 文玄(内線3611)

建設専門官 池添 好巨 (内線 3 6 1 4) 電話 087-851-8061

横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案等に対するご意見

団 体	名		
担 当 者	名		
連絡先(TE	L)		
ご意見の項目	3	ご意見	
1) 新規利水対策について (対策案の名称記入の上、ご覧を記載して下い。) ※ご意見を頂ぐ策案は複数でも構です。	を見さく対		
2) 流水の正常が 能の維持の対策 について (対策案の名称 記入の上、ご覧 を記載して下い。) ※ご意見を頂く 策案は複数でも 構です。	寒 を見さ 対		

中筋川ダム利水容量についての容量再編(買取り)又はダム使用権の振 替への同意の可能性の有無について(確認)

	団 位		名					
	担当	者	名					
	連絡先	(TE	L)					
	項		目		研	É	認	
工業	取り)	又はら	容量再編(買 ブム使用権の 司意の可能性					
用水	取り)	又はら	容量再編(買 ブム使用権の 司意有りの場 量等	可能水量:			m³	
かんが	(買取))) 又(えへ(水の容量再編 はダム使用権 の同意の可能					
がい用水	(買取))) 又(えへ(水の容量円編 はダム使用権 の同意有りの 水量等	可能水量:			m³	



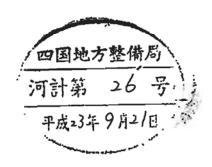
23高河川第293号 平成23年9月19日

四国地方整備局長 様

高知県知事

横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案に対する意見聴取について(回答)

平成23年8月23日付け国四整河計第20号で意見照会がありました標記の件につきまして、別添2及び別添4のとおり回答いたします。



横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案等に対するご意見

団		体	名	高知県
担	当	老	名 名	
連	絡	先	(TEL)	088-823-9838
	ご意見	見のエ	須目	ご意見
案(対記見さ※対	こつ 策の記 (意案)	の名 上、 載し	称意 で で りで	【対策案】 ・ダム使用権等の振替案 ・地下水取水+ダム使用権等の振替案 【意見】 ○近傍ダムである中筋川ダムのダム使用権等の振替を伴う対策案については、関係する利水者から同意を得ることは困難であるため、実現性は低いと考えます。 (別添4参照)
機策(対記見さ※対	能案策の記い意案	上、 載し	の て が で が ぎ 下 く で	【対策案】 ・ダム使用権等の振替+既設ダム活用(かさ上げ)案 ・ダム使用権等の振替+河道外貯留施設案 【意見】 〇近傍ダムである中筋川ダムのダム使用権等の振替を伴 う対策案については、関係する利水者から同意を得ることは困難であるため、実現性は低いと考えます。 (別添4参照)

中筋川ダム利水容量についての容量再編(買取り)又はダム使用権の振 替への同意の可能性の有無について(確認)

団			体	名	高知県				
担		当	者	名					
連		絡	先	(TEL)	088-823-9838				
		項	目		確 認				
		対り)又	水の容量 にはダム使 への同意の 無	用権の					
業用水	取 扱	gり)又 €替え・	水の容量系 はダム使 への同意で 可能水量等	用権の	取水量: m ³ 条件等:				
かん	網	副権の	ハ用水の名 なり)又は 振替えへの 生の有無	ダム使	無 (今後の農業情勢次第ではあるが、新たに水源を確保することは困難であり、将来の有効利用に向けてかんがい用水の水源として確保する。)				
がい用水	網用	扇(買取 月権の すりの	い用水の乳 なり) 又は 版替えへの 場合の可能	ダム使 0同意	取水量: m ³ 条件等:				



国四整河計第20号 平成23年8月23日

宿毛市長殿



横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案等に対する意見聴取について

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

横瀬川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下、「実施要領細目」という。)(平成22年9月28日付)に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

この度、国土交通省四国地方整備局において、複数の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持)対策案について概略検討を行ったことから、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、貴殿のご意見を求めますので、添付資料に基づき回答頂けますようお願いいたします。

また、複数の治水・利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持)対策案において、既設中筋川ダムの利水容量(工業用水・水道用水・かんがい用水)の容量再編(買取り)又はダム使用権の振替を対象として検討しております。

つきましては、貴殿が中筋川ダムに確保されています水道用水における利水容量について、容量再編(買取り)又はダム使用権の振替への同意の可能 性の有無についてもお伺いします。また、同意の可能性有りの場合には、可 能水量等の諸条件についても併せてお伺いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏ま えて、安全度(目標)・コスト・実現性等の評価軸により検討することとし ております。

なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である国土交通省四国地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添1)

- 1. ご意見を伺う利水対策案
 - 1)新規利水対策案 (別添3)資料参照
 - 流水の正常な機能の維持対策案 (別添3)資料参照
 - ※(別添3)(別添5)は、横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の第3回幹事会配布資料と同じです。
- 2. 留意していただく点 頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご 承知下さい。
- 3. ご回答期限 平成23年9月22日(木) ※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。
- 4. 提出先

国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課 横瀬川ダム建設事業の検証事務局 〒 760-8554 高松市サンポート3番33号

5. 問い合わせ先 河川計画課長 足立 文玄(内線3611)

建設専門官 池添 好巨 (内線 3 6 1 4) 電話 087-851-8061

横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案等に対するご意見

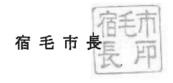
団 体 名	á
担当者名	1
連絡先(TEL)	
ご意見の項目	ご意見
1) 新規利水対策等について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2) 流水の正常な構能の維持の対策等について(対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	

中筋川ダム利水容量についての容量再編(買取り)又はダム使用権の振 替への同意の可能性の有無について(確認)

	寸	包	k	名			
	担	当	者	名			
	連絲	各先	(ТЕ	L)			
		項		目		確	初叩心
水道品	斯 加 加	なり) ブ	スはゟ への[容量再編(買 ブム使用権の 可意の可能性			
用水	斯 振	なり) ブ	スはゟ への[容量再編(買が) 上海 では できます できます できます できます できます できます できます できます			m³

宿 建 第315号 平成23年9月12日

四国地方整備局長 様



横瀬川ダム建設事業の利水 (新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案等に対する意見聴取について

平成23年8月23日付け国四整河計第20号で依頼のあったうえのことについて、別紙のとおり回答します。

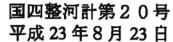


横瀬川ダム建設事業の利水 (新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案等に対するご意見

団 体 名	宿毛市
担当者名	
連絡先(TEL)	0880-63-1120
ご意見の項目	ご意見
1) 新規利水対策案について(対策案の名称を記入の上、ご意見を正さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	
2) 流水の正常な機能の維持の対策案について (対策案の名称を記入の上、ご意見を記載して下さい。) ※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	0-① 横瀬川夕公衆 中全度(目標)・コスト・東現地と考慮すると横瀬川がんの建設計度、乗がありません。 当地成は 湯水時に深刻な水不足に悩まざいてきましたが、中筋川ケム定成後はその利水補 給にむ 宇庭供給も受けています。 同様に横瀬川流域にかいる宇庭的な利水量確保が帰す。 地名居民はアム建設 と行望しているため、横瀬川がんの早期完成に向けて事業の推進 とわ願いいたします。

中筋川ダム利水容量についての容量再編(買取り)又はダム使用権の振 替への同意の可能性の有無について(確認)

	団 体 名	看老爷
	担 当 者 名	
連絡先(TEL)		0880-63-1111
	項目	確認
水道E	1) 水道用水の容量再編 (買取り) 又はダム使用権の振替えへの同意の可能性の有無	4
用水	2) 水道用水の容量再編 (買取り) 又はダム使用権の振替えへの同意有りの場合の可能水量等	



四万十市長殿



横瀬川ダム建設事業の利水 (新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案等に対する意見聴取について

日頃より国土交通行政の推進にあたりまして御協力いただき感謝申し上げます。

横瀬川ダム建設事業におきましては、国土交通大臣より「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下、「実施要領細目」という。)(平成22年9月28日付)に基づき、ダム事業の検証を実施しているところです。

この度、国土交通省四国地方整備局において、複数の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持)対策案について概略検討を行ったことから、実施要領細目第4.1.(2).④.i)に基づき、貴殿のご意見を求めますので、添付資料に基づき回答頂けますようお願いいたします。

今後は、上記実施要領細目に基づき、貴殿並びに関係各位のご意見を踏まえて、目標・コスト・実現性等の評価軸により検討することとしております。 なお、本対策案については、対策案に係わる施設管理者、利水関係者、地 権者等の関係者の方々との事前協議や調整は行っておらず、検討主体である 国土交通省四国地方整備局が独自に概略検討したものです。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

(別添1)

- 1. ご意見を伺う利水対策案
 - 1)新規利水対策案 (別添3)資料参照
 - 流水の正常な機能の維持対策案 (別添3)資料参照
 - ※(別添3)は、横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の 場の第3回幹事会配布資料と同じです。
- 2. 留意していただく点 頂いたご意見及び貴殿の名称等は公表させていただく予定です。予めご 承知下さい。
- 3. ご回答期限 平成23年9月22日(木) ※調整等で回答期限が難しい場合は、問い合わせ先までご連絡下さい。
- 4. 提出先 国土交通省国土四国地方整備局河川部河川計画課

横瀬川ダム建設事業の検証事務局 〒760-8554 高松市サンポート3番33号

建設専門官 池添 好巨 (内線 3 6 1 4) 電話 087-851-8061

横瀬川ダム建設事業の利水(新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案等に対するご意見

団 体 名	
担 当 者 名	
連絡先(TEL)	
ご意見の項目	ご意見
1) 新規利水対策案 について (対策案の名称を 記入の上、ご意見 を記載して下 い。) ※ご意見を頂く対 策案は複数でも結 構です。	
2) 流水の正常な機能の維持の対策案について(対策案の名称を記入の上、ご意見を頂くない。)※ご意見を頂く対策案は複数でも結構です。	

23 四 建 第 119 号 平成 23 年 9 月 9 日

国土交通省四国地方整備局長 川 﨑 正 彦 様

四万十市長 田 中

高粉県 全四万十 諸最空

横瀬川ダム建設事業の利水 (新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案等に対する意見について (回答)

日頃より四万十市行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。 平成23年8月23日付け、国四整河計第20号でご依頼のありました上記の件 について、別添より回答いたします。

内容をご確認いただき、一日も早いダム事業の再着手を何卒よろしくお願い 申し上げます。

四国地方整備局、河計第 24号 平成23年 9月(2日)

横瀬川ダム建設事業の利水 (新規利水及び流水の正常な機能の維持) 対策案等に対するご意見

団 体 名	四万十市役所
担当者名	
連絡先 (TEL)	0880-34-6127
ご意見の項目	ご意見
1)新規利水対策案	[横瀬川ダム案]
について	本市は、横瀬川ダム利水参画に基づき、平成7年3月に西部統合
(対策案の名称を	簡易水道事業の認可を得て以来、中筋川流域住民の安定且つ安心・
記入の上、ご意見	安全な給水を実現するため今日まで整備を進めてまいりました。し
を記載して下さ	かし、当検証において計画水源である横瀬川ダムが一時中止された
٧١°)	ことに大変不安に感じているほか、仮にダム中止ともなれば今後の
※ご意見を頂く対	水道計画が成り立たないばかりか、これまで整備した施設そのもの
策案は複数でも結	が無駄な投資となってしまう恐れがあります。
構です。	3月11日に発生した東日本大震災を受け、ライフラインの確保
	の重要性を再認識した今日、今後起こりうる東南海・南海地震に備
	え災害に強い水道を早急に確立しなければなりません。
	これらを実現するためには、横瀬川ダムによる利水が不可欠であ
	り、その他工期、コストにおいて不確定な利水案は論外と考えます。
	以上をご賢察頂き、一日も早いダム事業の再着手、早期完成をお
	願いいたします。
2)流水の正常な機	[横瀬川ダム案]
能の維持の対策案	当流域は、中筋川の氾濫によりこれまで幾度となく農業被害が発
について	生するほか、平成7年、平成23年など渇水期には河川が干上がり
(対策案の名称を	農作業への弊害がみられるなど様々な問題に悩まされています。
記入の上、ご意見	これらを解消するためには治水面はもちろん、水の容量確保並び
を記載して下さ	に維持管理において、より効果の期待できる横瀬川ダム案が妥当で
٧١°)	あり、他の対策案は工期、コストで不確定な上、地元からも受け入
※ご意見を頂く対	れられないものと考えます。
策案は複数でも結	以上をご賢察頂き、一日も早いダム事業の再着手、早期完成をお
構です。	願いいたします。

資料 5

横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関 する意見書

平成 24 年 12 月

国土交通省 四国地方整備局

23四農第172号 平成23年6月21日

国土交通省 四国地方整備局長 様

四万十市長 田 中



、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見書

今般、貴局において、横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討が進められており、複数の 治水対策案が公表されているところですが、その対策の一部について、以下のとおり意見 を提出します。

横瀬川ダム以外の治水対策13案のうち、5案において遊水地を設ける案が提示されていますが、そのいずれの案も江ノ村地区の大半を遊水地としています。

中筋川流域に位置する江ノ村地区では農地の荒廃を防止するべく、地域農業者が組織を設立し農地・水環境保全対策に取り組み、また各種事業により耕作放棄地を解消してきた経緯があります。さらに、市民団体を中心にツルの里の会を設立し、また行政機関も参画する中で、ツルの越冬代替地の確保のための地域の環境保全や、地域産米の高付加価値化に向けて取り組みを行っています。

こうした状況を鑑み、両岸ともに、今後 10 年を見通して確保していく農地として、農業 振興地域整備計画中で農用地区域として指定しているところであり、右岸については同計 画中の農業生産基盤整備開発計画中で、区画整理事業も予定(H27~31)しています。

また、江ノ村地区のみならず、中筋川流域は歴史的に湛水に悩まされてきた地域であり、 安定的な農業用利用を図るため、流域に4ヶ所の排水機場を設置しています。

うち1ヶ所は江ノ村地区に設置されており、洪水時には排水を行っていますが、地区を 遊水地として指定することは、このような治水対策に相反するものであり、地区住民にと っては到底受け入れられないものです。

これらのことから、同地区農地の農業利用に制限を生じる可能性のある遊水地域指定は、 農地利用の観点からは、好ましくないと考えられます。

> 四国地方整備局 河計第 19号 平成23年6月28日

資料 6

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」 に対する学識経験を有する者の意見聴取結果 【議事録】

平成 24 年 12 月

国土交通省 四国地方整備局

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」に対する 学識経験を有する者からの意見を聴く場

議事録

日時:平成24年11月13日(火)14:00~15:36 場所:四万十市社会福祉センター 2階大会議室

1. 開会

○司会

それでは定刻となりましたので、ただ今より「横瀬川ダム建設事業の検証に係る報告書 (素案)」に対する学識経験を有する者からの意見を聴く場を開催させていただきます。本 日の司会進行を務めさせていただきます四国地方整備局河川部河川調査官の三戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、本日の会議の運営につきまして、注意事項を述べさせていただきます。ビテオ・カメラ等の撮影につきましては、冒頭の挨拶までとさせていただきます。また、本日の意見を聴く場で傍聴される方は、意見を述べることができません。発言等控えていただきますようご協力をお願いいたします。また、携帯電話は、電源をお切りいただくかマナーモードに変えていただきますようよろしくお願いいたします。

その他、議事の円滑な進行のために、受付におきまして、報道関係の方々、傍聴をしていただく方々に、お願いしたい事項を配布させていただいておりますので、趣旨をご理解いただきまして、以降の議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

また、事務局の方では、いただいたご意見を記録するために録音と撮影をさせていただいておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

本日いただきましたご意見につきましては、「ダム事業の検証に係る再評価実施要領細目」に基づきまして、今後の検討の参考とさせていただくとともに、今後作成いたします報告書(原案)にお名前と意見の趣旨を掲載させていただく予定でございます。また、議事録等につきましては、後日、整備局のホームページで公表させていただきます。

まず、資料の確認をさせていただきます。「議事次第」、続きまして、資料1としまして、「意見聴取者名簿」、資料2としまして、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)の骨子」がございます。資料3としまして「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」がございます。また、説明の際に、抜け落ち等がございましたら、お手を挙

げていただきまして、お知らせいただきましたら、係のほうで交換させていただく等の対応を取らせていただきますので、よろしくお願いします。

では早速、進めさせていただきます。まず最初に、本日お集まりいただきました出席者 のご紹介をさせていただきます。資料1になります。順にご紹介させていただきます。 高知大学名誉教授の今井様でございます。

○今井嘉彦氏

よろしくお願いします。

○司会

高知大学農学部教授の大年様でございます。

○大年邦雄氏

どうぞよろしくお願いします。

○司会

四万十川中央漁業協同組合、組合長の岡山様でございます。

○岡山静夫氏

岡山です。

○司会

愛媛大学名誉教授の佐藤様でございます。

○佐藤晃一氏

佐藤でございます。

○司会

宿毛商工会議所会頭の田村様でございます。

○田村章氏

田村でございます。どうぞよろしくお願いします。

○司会

四万十川流域住民ネットワーク代表世話人の西内様です。

○西内燦夫氏

よろしくお願いします。

○司会

ネイチャーとさ代表の福永様でございます。

○福永信之氏

よろしくお願いします。

○司会

なお、本日は高知大学総合研究センター教授の木下様が所用のために欠席となっております。

2. 挨拶(四国地方整備局)

○司会

それでは、開会に当たりまして検討主体であります、四国地方整備局河川部長の鈴木より、ご挨拶を申し上げます。

○事務局

四国地方整備局河川部長の鈴木でございます。本日はお忙しい中、この「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」に対する学識経験を有する者からの意見を聴く場にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ご案内のとおり、私ども四国地方整備局では、国土交通大臣の指示に基づきまして、横瀬川ダム建設事業の検証を進めてまいりました。先月 10 月 25 日には、高知県知事、四万十市長、宿毛市長、それから私どもの四国地方整備局長で構成されます「検討の場」を開催いたしまして、その場で検証対象ダムの総合的な評価について、意見交換をいたしました。その審議結果を踏まえまして、この度、検証に係ります検討結果の「報告書(素案)」を作成しております。この素案に対しまして、先週の土曜日、11 月 10 日には、関係住民の方から意見をお聴きいたしております。本日は、この「報告書(素案)」につきまして、皆様方、学識経験を有する方からのご意見をいただきたく、この会議を開催させていただきました。皆様からいただきますご意見につきましては、今後の検証作業に反映させていきたいと考えておりますので、皆様方から忌憚のないご意見をお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3. 横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討状況

4. 横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)の内容

○司会

続きまして、議事の3と4、まとめて進めさせていただきます。「報告書(素案)」について、事務局より説明をさせていただきまして、その後、本日ご出席いただいております学識者の方々から、お1人ずつご意見をいただきたいと考えております。

また、本日欠席されております木下様のご意見につきましては、出席していただいている皆様のご意見を伺った後、事務局側からご紹介させていただくという順番で進めさせていただきます。それでは説明をお願いします。

○事務局

四国地方整備局河川計画課長の小長井と申します。よろしくお願いいたします。

「報告書(素案)」について説明させていただきます。なお、お時間の関係上、事前に「報告書(素案)」をご覧いただいていることもございますので、ポイントを絞っての説明とさせていただきます。

まず経緯につきまして、平成22年9月に国土交通大臣から、四国地方整備局長に対しまして、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示がございました。また検討の手順や手法を定めました「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討を実施するよう指示がございました。今回の「報告書(素案)」につきましては、この要領細目により検証を行ってきたものを取りまとめたものとなってございます。

現在までの実施内容についてでございますが、まず四国地方整備局では、「検証要領細目」に基づきまして、「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を平成 22 年 11 月に設置いたしました。検討の場の構成員につきましては、高知県知事、四万十市長、宿毛市長となってございまして、その下にあります幹事会の構成員につきましては、高知県土木部長等とし、四国地方整備局長が検討主体となってございます。

なお、検討を進めるに当たりましては、検討の場を公開で開催するなど、検討の場の進め方に関する事項を定めて、進めてまいったところでございます。

続きまして、現在までの実施内容についてご説明いたします。まず、第 1 回幹事会におきましては、規約や検討手順につきまして、「検証要領細目」を基に説明などを行いました。

続きまして第2回の幹事会でございますが、中筋川流域の概要や横瀬川ダムの総事業費、 工期、堆砂計画や雨量流量データの点検の考え方についてご説明し、また「検証要領細目」 に示されています、遊水地や放水路、河道掘削などの26の方策より、中筋川流域で適用可 能な14の方策を抽出いたしました。

続きまして第 3 回の幹事会でございますが、中筋川の特性に合わせてこれらのメニューを実際に組み合わせて、横瀬川ダムの効果を代替できる対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出しました。その後、パブリックコメントを実施し、住民の皆様からご意見を

いただきました。

そして、第 4 回の幹事会でございますが、こちらパブリックコメントの結果や、それに対する検討主体の考え方をお示しするとともに、パブリックコメントのご意見を反映し、対策案の追加と見直しを行いまして、また概略評価により「治水」等の目的別に対策案を抽出いたしました。

そして10月に開催されました「検討の場」におきましては、概略評価で抽出された対策 案につきまして、「治水」などの目的別に詳細な評価を行いまして、目的別の詳細評価の結 果をお示しするとともに、目的別の結果を組み合わせた総合的な評価の結果をお示しいた しました。

以上のこれまでの実施内容を踏まえて、「報告書(素案)」を作成したところでございます。今後は、本日の皆様からのご意見をいただきました後、関係住民や関係地方公共団体の長などからの意見聴取の結果も盛り込みつつ、対応方針の原案を作成した後、事業評価監視委員会に諮りまして、「対応方針(案)」を決定して、国土交通本省へ報告する流れになってございます。

続きまして、お手元の「報告書(素案)」の構成でございますが、第1章として「検討経緯」、第2章として「流域の概要について」、第3章として「検証対象ダムの概要」、第4章として「横瀬川ダム検証に係る検討の内容」、第5章として「費用対効果の検討」、第6章で「関係者の意見等」、そして第7章で「対応方針(案)」となってございます。

それでは、第 2 章の「流域の概要について」でございます。中筋川流域の年平均降水量でございますが、皆様ご存じのとおり、全国でも有数の多雨地帯であり、年間 2,200mm~2,600mm程度の雨が降ることになってございます。また、中筋川周辺の地形につきましては、四万十川下流部と宿毛湾の奥をほぼ東西に連続する「中筋川地溝帯」と呼ばれる低地および丘陵地帯と、その南北に分布します山地よりなってございます。このため、流域に降った雨が、一気に流出しやすく、流入水が集中する地形になってございます。また、下流の河床勾配が 1/8,000 と、極端に緩いため洪水がはけにくく、四万十川本川水位による背水の影響も受けやすいという河川の特性を有してございます。そういうこともございまして、中筋川におきましては、昭和 47 年と昭和 50 年など、大きな洪水が発生し、多大な被害を招きましたが、近年におきましても家屋浸水は 2年~3 年に 1 回程度、農地浸水については毎年のように発生し被害を受けている状況にあります。国道 56 号におきましても、冠水による通行止めが度々発生している状況でございます。

続きまして、中筋川の整備状況でございます。昭和12年に四万十川の背割堤に着手して 以降、無堤部の解消を目指しまして、堤防整備を優先して実施してまいりました。その結 果、昨年度末時点での堤防整備率は9割程度となってございます。また、洪水調節施設に つきましては、平成11年に中筋川ダムが完成しまして、平成15年から横瀬川ダムの建設 工事に着手しておるところでございます。

続きまして、「利水」でございます。中筋川は水稲などのかんがい用水として、広く利用

されているところでございます。それでいながら、下流の沿川ではしばしば深刻な水不足に見舞われておりまして、安定供給を図る必要に迫られているところでございます。また、中筋川の周辺地域におきましては、工業団地でありますとか、農地の開発など、新たな水源確保も必要とされていました。こうした広範な地域の要請を受けまして、基幹的な役割を果たすダムとして、中筋川ダムが平成11年に完成してございます。

現在の中筋川、横瀬川の水利用でございますが、農業用水として毎秒 1.8m³の取水が行われているところでございます。

主な渇水といたしましては、平成6年には、たばこの葉枯れなどの被害が、また2年~3年に1度程度の割合で少雨により横瀬川が干上がってしまい、農業用水の取水が困難となるような状況が発生してございます。こちらの下の写真につきましては、平成7年のヒエダロ橋付近の瀬切れ状況となってございます。このように渇水によりまして、かんがい用水の取水障害や、魚類等の生息環境に著しい影響が発生しているといった状況にございます。

続きまして、「中筋川の現在の治水計画の概要」でございます。平成 21 年策定の「渡川水系河川整備基本方針」におきましては、中筋川では 100 年に 1 度程度起こりうる洪水の流量規模を、毎秒 1,200m³としまして、ダムなどの洪水調節施設で毎秒 350m³、下流の河道によりまして、残りの毎秒 850m³を安全に流下させることとしてございます。

また治水対策を進めるという観点から、基本方針に先立ちまして、渡川水系中筋川河川整備計画を平成13年に策定してございます。この整備計画におきましては、戦後最大洪水であります「昭和47年洪水」と同規模の洪水が発生しても、計画高水位以下で流下させるため、既存の中筋川ダムと横瀬川ダムの新設により、毎秒360m3を調節し、下流の河道で毎秒640 m3を安全に流下させることとしてございます。

以上が「治水」でございます。

次に、「新規の利水」についてでございます。横瀬川ダムにおきましては、四万十市の西部統合簡易水道のための水道用水の確保が予定されてございます。この西部統合簡易水道における四万十市の中筋川沿川 8 地区の上水は、井戸水による給水を行っているところでございますが、冬の雨が少なくなる時期になりますと、水源の水位が低下してしまい、断水や濁水が発生するなど、安定した給水ができないといった状況にございます。そのため四万十市では、水道用水の安定供給のために、これらの簡易水道について西部統合簡易水道事業としまして、当該施設を統合しダムを水源として、1 日あたり最大毎秒 800㎡の安定した取水を確保することにより、地域への安定した水道水の供給を図ることとしてございます。

流水の正常な維持の目標でございますが、河川整備計画では目標として、磯ノ川地点におきまして、かんがい期で概ね毎秒 1.15m³、非かんがい期で概ね毎秒 0.7m³を確保することとしてございます。整備内容としましては、横瀬川ダムを建設し、横瀬川および中筋川の「流水の正常な機能の維持」に必要な水量を確保してございます。以上が第 2 章でござい

ます。

続きまして、3章の「横瀬川ダムの概要」につきましてご説明させていただきます。横瀬川ダムは、宿毛市の一生原において計画している、「洪水調節」、「水道用水」、そして「流水の正常な機能の維持」の3つの目的を持つ重力式のコンクリートダムでございます。総貯水容量は730万m³となってございます。

続きまして、「ダム建設事業の経緯」でございます。昭和 56 年に高知県により調査が行われ、その後、平成 2 年にそれまで事業実施されていた中筋川ダムとあわせて中筋川総合開発事業として、国の直轄事業として事業着手いたしております。その後、平成 15 年に工事用道路、付替道路に着手し、平成 16 年からは用地買収を進めております。さらに平成 23 年に仮排水路トンネルが完成しておるところでございますが、現在は平成 21 年に「検証の対象とするダム事業」に選定されまして、平成 22 年に検討の指示を受けたところでございます。

続きまして、第 4 章の「ダム検証に係る検討の内容」についてでございます。まず横瀬 川ダム建設事業の点検の結果でございますが、総事業費につきましては約 393 億円、その うち平成 25 年度以降の残事業費は約 233 億円、工期は工事着手から試験湛水終了までで、 約7年となってございます。

また「堆砂計画」でございますが、今回は基礎データを平成21年までとし、堆砂の実績と確率処理の2つの方法により、年堆砂量の変動を考慮して点検を行い、横瀬川ダムの計画堆砂量は、現計画のままで問題ないことを確認してございます。

続きまして、「整備計画における洪水防御の目標」でございますが、「検証要領細目」におきましては、「複数の治水対策案は河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案すること」、と規定されていますので、整備計画における目標について簡単にご説明いたします。

検討に当たりましては、中筋川と横瀬川の 2 つの区間に分けてございます。整備計画でございますが、河川整備計画の目標は、戦後最大洪水である昭和 47 年の洪水と同規模の、毎秒 640m³にしてございます。また、中筋川ダムと横瀬川ダムの2つのダムにより、毎秒 360m³調節としてございます。

また、整備計画未策定区間の中筋川上流、或いは横瀬川などにつきましても、河川整備計画と同等の安全度を目標として治水の対策案を検討してございます。この整備計画の目標と同程度の目標を達成することを基本として、対策案を立案してまいりました。「検証要領細目」におきましては、「報告書(素案)」P4—24~25に記載しております、26の治水方策が列挙されてございます。その26方策のうち、中筋川への適用性について検討しました結果、その適用可能な「河道の掘削」や、「堤防のかさ上げ」など、26のうちの18の方策におきまして、検討を行いました。この18の方策を様々に組み合わせて、18の治水対策案を検討しました。なお、ここでは当初は13案であったところですが、パブリックコメントを踏まえまして、5案を追加して合計18案としたことを、申し添えたいと思います。

治水対策案の基本的な考え方としましては、整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、整備計画の目標流量に対して、洪水調節施設による洪水調節を行った上で、計画高水位以下の水位で洪水が流れるように、治水対策案ごとに河道断面の設定などを行うこととしてございます。その治水対策案につきましては、4つのグループに分類して検討してございまして、「河道改修を中心とした対策案」を4案、「大規模治水施設による対策案」を6案、「既存ストックを有効活用した対策案」を6案、そして「流域を中心とした対策案」を2案、検討してございます。

これらにつきまして、概略評価による治水対策案の抽出を行いました。概略評価につきましては、先ほどの 4 分類に分けまして、各分類ごとに不適当と考えられる評価軸で棄却いたしました。今、申し上げた評価軸でございますが、具体には「安全性」でありますとか、「コスト」、「実現性」、「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」でございます。この中で、「制度上」、「技術上」の観点から、極めて実現性が低いでありますとか、「治水上の効果」が極めて低い、「コスト」が極めて高いなどについて棄却をしてございます。

結論としましては、1番目の「河道改修を中心とした対策案」からは、「コスト」、「実現性」等の観点から有利な治水対策案ということで、「A案」と「D案」の2案、2つ目のグループにつきましては、「J案」の1案を抽出してございまして、既存ストックを有効活用した対策案からは「K案」、1案を抽出、流域を中心とした対策案につきましては「Q案」の1つの案を抽出してございまして、今申し上げました5案を抽出しまして、現行計画であります横瀬川ダムを含む案と合わせて、合計6案について先ほど申し上げた7つの評価軸ごとの評価を実施することとなりました。

こちらが 7 つの評価軸でございますが、先ほど申し上げました 7 つの評価軸ごとに、それぞれ評価項目を定めまして、検討を行ってございます。

「コスト」についてでございます。左側に完成までに要する費用、これは P4-77 に出ている表をまとめたものとなってございます。右側に維持管理に要する 1 年あたりの費用を示してございます。

代替案につきましては、完成までの費用として約 190 億円の案が 3 つございまして、そのうち維持管理費が安価な案は「D案」と「Q案」でございまして、維持管理に年間 3,900万円程度がかかるとなってございます。

なお、横瀬川ダム案以外の案につきましては、河道掘削を実施した区間において、再び 堆積する場合は維持掘削にかかる費用を必要、またダム建設事業の中止にともなう費用が 必要といった評価もされてございます。結果としましては、完成までに要する費用が最も 小さい案は「横瀬川ダム案」になってございます。

また、時間的な観点から見た「実現性」につきましては、10 年後にどの案が効果を発現しているか、などを評価しまして、10 年後に最も効果を発現していると想定されるのは「横瀬川ダム案」となってございます。

このように各項目により評価を行いまして、「コスト」、時間的な観点から見た「実現性」 以外の項目も評価を実施しましたが、「コスト」及び「安全度」の評価を覆すほどの要素は ないとなってございます。

以上を受けまして、洪水調節に係る目的別の総合評価は、「コスト」について最も有利な案は「横瀬川ダム案」となってございます。また、「時間的な観点から見た実現性」としまして、10年後に最も効果を発現していると想定される案は「横瀬川ダム案」となってございます。その他の評価軸につきましては、先ほど申し上げました2つの評価軸の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「洪水調節」において最も有利な案は「横瀬川ダム案」という結論になってございます。

続きまして「利水」でございます。こちらは「検証要領細目」におきまして、14 の新規 利水の確保策が列挙されてございまして、このうち中筋川流域への適用性について検討し ました結果、10 の方策において適用可能となり、検討を実施しました。これらを組み合わ せて、9 つの対策案を検討してございます。

こちらの 4 つのグループに分類して検討してございまして、池を設置する「施設の新設による案」が 2 案、「海水淡水化案」が 1 つ、そして 3 つ目としまして「既存施設を有効活用する案」として 3 つの案、最後 4 つ目のグループとして、「単独で目標を達成できない案をコスト面で有利な案と組み合わせる案」で 3 案、分類して検討してございます。

今、申し上げた 9 つの案について検討したものが、こちらの表でございます。こちらも 先ほど「治水」でご覧いただきました表と同じ構成になってございます。

事業費でございますが、「コスト」が高いもの及び「実現性」等で不適当と考えられるものを除いた4つの案が抽出されてございまして、抽出された案はそれぞれ、「河道外貯留施設案」が約30億円、「海水淡水化案」が約120億円、「ダム再開発(掘削)案」が約50億円、そして「地下水取水+河道外貯留施設案」が約20億円となってございます。この4案にダム案を加えて評価軸ごとの評価を行ってございます。

評価軸ごとの評価につきましては、先ほど述べました「治水」と似たイメージで実施しましたので、ここでは説明を割愛させていただきまして、総合評価の結論をお示しいたします。

まず、一定の目標すなわち利水参画者の必要な開発量、1日最大 800m³を確保することを基本とすれば、「コスト」について最も有利な案は「横瀬川ダム案」となってございます。また、時間的な観点から見た「実現性」としましては、10 年後に目標達成することが可能と想定される案は全ての案でございました。その他の評価軸につきましては、「コスト」、「実現性」の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとし、新規利水において最も有利な案は「横瀬川ダム案」となってございます。

続きまして 3 つ目の「流水の正常な機能の維持対策案」でございます。こちらも「検証要領細目」におきまして、14 の方策が列挙されてございまして、中筋川に適用可能な 10 方策において検討を行いました。この 10 方策を様々に組み合わせまして、11 案の「流水の正

常な機能の維持対策案」について検討してございます。同じく 4 つのグループに分類して ございまして、「池を設置する案」が2案、「海水淡水化案」が1案、「既存施設を有効活用 する案」が2案、「単独で目標を達成できない案をコスト面で有利な案と組み合わせる案」 が6案に分類して検討してございます。

11 案について検討したものが、こちらの表でございます。各グループ、「コスト」が高いものを除いた各 1 案の合計 4 つの案を抽出してございまして、それぞれ「河道外貯留施設案」が約 280 億円、「海水淡水化案」が約 660 億円、「ダムの再開発(かさ上げ)」が約 410 億円、そして地下水取水に河道外貯留施設を組み合わせた案が、約 280 億円となってございます。

なお、第4グループの「ダム使用権等の振替」を含む案は、「実現性」で不適当となって ございます。この抽出した4 案に「横瀬川ダム案」を加えて、評価軸ごとの評価を行って ございます。「新規利水」と同様に評価を行った結果としましては、一定の目標を達成する ことにつきましては、「コスト」について最も有利な案は「横瀬川ダム案」、時間的な観点 から見た「実現性」として、10 年後に目標を達成することが可能と想定される案は「横瀬 川ダム案」と「海水淡水化案」の2案。その他の評価軸については、「コスト」、「実現性」 の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとし、「流 水の正常な機能の維持」において最も有利な案は「横瀬川ダム案」としてございます。

以上、3つの目的別評価の結果を受け、横瀬川ダムの検証の総合的な評価としているのがこちらでございまして、「治水」、「新規利水」、「流水の正常な機能の維持」の各目的別の総合評価とも最も有利な案は「横瀬川ダム案」となりましたので、総合的な評価でも全ての評価が一致してございます。よって、最も有利な案は「横瀬川ダム案」と結論付けてございます。

以上までが第4章でございまして、続いて第5章の「費用対効果」でございます。総合評価により優位になりました「横瀬川ダム案」につきまして、費用対効果の検討を行ってございます。費用対効果の検討の結果についてでございますが、事業全体で1.3、残事業費で1.9ということで、いずれも「1」以上です。効果が費用を上回る結果になってございます。

続きまして第6章の「関係者の意見等」についてでございます。素案のP6-1、P6-2には10月に行われました「検討の場」における構成員である、知事、市長の発言要旨を記載してございます。

続きまして、パブリックコメントでございます。こちらは「報告書(素案)」の P6-7 から P6-16 が該当してございます。実施した概要でございますが、意見の募集の対象としましては、第3回の幹事会におきまして、「治水」などの3つの目的別の対策案を立案した概略評価により抽出した対策案について、「実現性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」など、様々な観点からのご意見を募集しました。

その結果としまして45のご意見をいただいておりまして、概要としましては例えば、治

水対策案の遊水地につきましては、「横瀬川ダムの貯水池を遊水地でカバーするための農地 を確保することは非現実的」でありますとか、「これまで治水事業で守られてきた優良農地 を取り上げ、犠牲にすることは地元としては受け入れられない」などのご意見がございま した。

また概略評価につきましては、工期でありますとか、実現性の評価等についてご意見をいただきました。ここで寄せられたご意見につきましては、治水対策案の立案でありますなど、今回のダム検証の参考とさせていただいたところでございます。素案の P6-9 からP6-16 に、このような表を載せてございまして、論点を体系的に整理して分類番号を付けまして、その論点ごとに整理した上で意見の概要を記してございまして、それに対する検討主体の考え方を右側にお示ししてございます。

最後、第7章でございます。対応方針(案)につきまして、今後関係地方公共団体等の ご意見も伺った上で、対応方針(案)を作成し、事業評価監視委員会でご意見を聴き、対 応方針(案)を記述していく予定としてございます。以上でございます。

○司会

「報告書(素案)」が相当分厚いものですから、ポイントを相当絞らせていただいて説明をさせていただきました。「報告書(素案)」の中ではA3版の折り込みのページに示しておりますように、「治水」については7つの評価項目で、また「新規利水」や「流水の正常な機能の維持」につきましては、6つの評価項目でそれぞれの案を比較して、総合評価に結び付けてございます。

5. 意見聴取

○司会

それでは、今日ご出席の皆様から、ご意見を頂戴したいと考えております。お 1 人ずつ ご意見をいただきたいと思います。順番としましては、今井様から時計回りでお 1 人ずつ いただくという形でよろしいでしょうか。

○今井嘉彦氏

それでは意見を申し上げたいと思います。まず横瀬川と中筋川のダムを、流域を総合的に検討されているという点については、本当に当然のことであると私は評価できると思います。どちらかというと、今まで横瀬川に重きを置いた視野が多少あったようにも思いますし、これが流域全体であるという視点での検討がなされている点については、適切であると思いました。

また、検討された中身につきましては、今ご説明いただいたとおり、全てこれは非常に大切なことだと賛成いたします。

付け加えて申し上げたいことは、1点ございますが、これは既に既存の野村ダム、或いは

石手川ダム等でご承知のように、アオコが発生するという現象が起こりまして、その対応に大変苦慮する事態が既に起こっております。これはあらかじめ、どういう場所に発生するものであるか、或いはその発生する要因で非常に重要な点はどういうものであるかというのは、かなり調査がされておりますので、そういう事柄を参考にして、事前に対応できるような対応策を打ち立てておく必要があるのではないかと思います。既に現在工事の途中ではありますが、数カ所、鉄バクテリア等の発生も今までに観察されておりますので、引き続きこういう点についても、検討を加えていくことに注意していただければと思います。全体的な検討の内容につきましては賛成でございます。簡単ですが以上です。

○司会

ありがとうございます。先ほどのご意見につきまして何かコメントがありますか。

○事務局

中筋川総合開発工事事務所で調査品質確保課長をしております、高橋といいます。よろしくお願いします。今井先生からお話がありました、横瀬川ダムの建設にあたりまして、これまで環境影響評価法に準じ、色々な環境面での調査・検討を進めております。その中で、ダムの供用後における水質等に関しても、温水、冷水の発生やその対策として選択取水設備による放流を行う等検討しておるところです。今、先生からご意見がありましたアオコの発生等につきましても、他の事例等も参考にしながら、引き続きフォローアップ調査等も予定されていくことになりますので、そういう中で検討していきたいと思っております。

○今井嘉彦氏

特に今まで非常に既存のダムにつきましては、フェンスでアオコを防止するということをやっていますが、その効果は非常にあることを確認しております。フェンスの設置については、事前に準備しておかないとその場では大変な労力がいりますので、工事を進めながらであれば、フェンスの設置場所が非常に見やすいと思いますので、よろしくお願いします。

○司会

ありがとうございます。また、事業を進めるにあたっては、今後ともご意見、アドバイスをいただきながら、色々な対策等を行っていくことになると思います。続きまして大年様、よろしくお願いします。

○大年邦雄氏

私は横瀬川ダム建設事業の検証に係る所見ということで、文面にまとめてきましたので、

それを朗読するという形で意見表明をさせていただきたいと思います。

「洪水調節」、「新規利水」、「流水の正常な機能の維持」という 3 つの観点に対して考え得る複数の代替案が選出されている。代替案をグループ化し、グループごとの代表案を経費面や流域特性に基づいて抽出している。代表案とダム案を含めた案ごとに、6 つないしは7 つの評価軸に基づく評価が行われている。それぞれの検証過程に事業者としての恣意性はなく、合理性を持って納得できるものと言える。横瀬川ダム事業が最も有利であるとの検証結果については、ダムは複合的な機能を有するものであることを考慮すると、同意できる結果である。付帯意見として、ダム事業の有益性は大きいが、時として負の影響が流域に波及するという面もあり得ることを考えると、横瀬川ダム事業に関連する環境影響調査など、専門家だけでなく、流域住民や関係団体の意見も聴きながら進めていただきたい。以上です。

○司会

ありがとうございます。いただきましたご意見をしっかりと事業の中で盛り込んでいき たいと考えております。ありがとうございます。それでは続きまして、岡山様、よろしく お願いします。

○岡山静夫氏

岡山でございます。十分なことを申し上げることはできないと思いますが、自分の所見 を申し述べて、意見にさせていただきたいと思います。

私は、中筋川、東中筋で、生まれた人間でございまして、洪水時には大変迷惑をしたことを覚えております。できれば「洪水のない穏やかな環境の中で育ちたい」という願いを持って、中筋川ダム等の早期完成、そして堤防の完成等、小さいときから望んでいた 1 人でございます。そういった意味合いを踏まえながらも、今日は漁業の組合長ということで、大変立場は逆でございますが、現段階に至るまでの経緯を聞いておりますと、大変素晴らしい効果も上がっているということでありますし、私は環境をいかに守りながら、このダムが進むことを心から望む 1 人でございます。その点については、今日お集まりの皆さん方に十分にご理解をいただいた上で、「最後の清流 四万十川」と言われる今日でございまして、この最後の清流、四万十川をいつまでも保つように力を十分発揮していきたいと考えております。今日に至るまでの経緯について、まず敬意を表しながら、賛同をいたしたいと思っております。以上で終わりたいと思います。

○司会

ありがとうございます。今回ダム事業の関係のいろいろな検討を行っておりますが、また四万十川は全国的にも非常に有名でございますし、より良い環境を維持するということで、当方も色々な施策を相談させていただきながら、今後とも続けさせていただきたいと

考えております。

○岡山静夫氏

環境を大事にやっていただきたいと、それを頭に入れてやっていただきたいということ でございます。よろしく。

○司会

ありがとうございます。それでは続きまして、佐藤様、よろしくお願いいたします。

○佐藤晃一氏

「報告書(素案)」では、この地域で横瀬川ダムを造るということは、色々なご検討の中で、やはりベストなセレクションだというお話でした。これは日本のような、非常に急流河川での洪水をコントロールする時には、建設する場所があれば、ダムが有利であることは、もっともな話でございますし、「報告書(素案)」の全体のご結論は、このとおりであろうかと思います。何といいましても、この地域は非常に早くから住民の方々、地域の方々と国土交通省がコンタクトを取られていて、非常に住民の方々が勉強しておられたというのを拝見しております。そういう意味では、私、敬服しておりますが、そういうこともあって既に家屋や用地、あるいは仮排水トンネルの完成とか、そういった面でもご協力を得て進んでいるということで、大変順当な行き方ではないかと思うところでございます。

「洪水調節」或いは「新規利水」、そして「流水の正常な機能の維持」を検討されている わけですが、洪水は当然として、この河川の管理では、あわせて渇水時の河川の状況も、 十分よい管理をする必要がある。そういう意味で、選択取水を採用し、できるだけきれい な水を放流しようとしておられること、これも大変結構なことだと思います。あわせて、 できれば更にきれいな水、特に渇水時にお願いします。ダムを造りますと、必ずシルトの 問題が発生いたしますので、それは選択取水ではなかなか解決しきれないことであります。 シルトが渇水時に河川敷や河床等を泥で汚してしまうことに対して、どうすればきれいに できるのかと思います。四万十川が渇水の時に、できればダムからの放流で人工洪水を起 こして、きれいにならないかなと思います。この地区での問題は、河床勾配が 1/8,000 と 非常に緩勾配であることです。上流は、例えば横瀬川ですと 1/400 ですから流れるでしょ う。多分中筋川も上流は急勾配であろうと思うわけです。その下流、最末端にこのように 緩勾配の池みたいな区間があるということが一番のネックであろうと思います。これは、 これからの課題と思います。そのことが、例えば内水災害の問題にも関係してくるわけで ございますし、この水の流し方というのにダム管理等にも、非常に工夫が必要と思います。 それとともに、日本の洪水調節の考え方は、川を支配するという考え方が強いわけです。 例えば、タイのような大きな川、或いは私が見てきたのでは、オーストラリアのシドニー の近くで、フラッドプレーンマネージメントというのをやってる河川がございます。そこ

での発想は、洪水は抑えられるものじゃないと、何週間か経過して洪水のピークがやってきて、何週間か経過して、それが引いていくというわけですから、そんな洪水を抑えられる訳ないということで、いかにしてこの洪水と共存するかということが、発想の原点です。そして川のマネージメントの中、山から海岸まで、全てを 1 つの考えの中で考えていくということで、やっていました。なるほどと思いました。場合によっては、「私は移転しない」いう人の家は、国がお金を出して 2 mかさ上げする等の対策を行い、その人が洪水の時にも、そこで住むことができるようにする等ですね、納得の上で対策を決定する必要があると思います。そこまで、いわゆる洪水と共存するというマネージメントを考えていたと思います。そのようなことも、この内水の問題の中には、内水との共存ということも考慮する必要があると思います。

それから一番気になるところは、四万十川との関係です。過去の事例によって、検討が 進むわけですが、その最悪のシナリオという考えがあってもいいのではないかと思います。 四万十川という巨大な川があってゴウゴウと水が流れている。そこへ後川が合流し、その 下流で中筋川という、かわいらしい川が合流しようとしても絶対流れないと思います。本 川に水が流れている壁があれば、密度が違ったりしますが、水は流れないです。これは暗 渠などの例ではっきりしています。本川の水面より高いところから水を流しても、水はそ の中へ流れていかない。止まります。池になります。そういう最悪のシナリオも描いてみ る必要があるのではないかと思います。ちょうど地震で東海・東南海が同時に起きるとど うなるのと同じですね、ああいう感覚です。四万十川でゴウゴウ流れている時に、一体中 筋川から水が本川に流れるか、高いところから流しても、流れないのではないかと。これ をどうやって排水するとか、或いは、その期間をどうやって洪水調節するかを考える必要 があると思います。もちろん流域での雨の降り方もありますし、ピーク流量の出方も違う わけですが、最悪のシナリオを描いた時にどうなるか、そういうことが起こらないという 保障はないわけですから、一応検討してみる必要があるのではないかと思います。特にこ の中筋川は合流点が海の近くであり四万十川と後川があって、この中筋川があるという関 係で見た時に、中筋川の水が考えているように流れるかという、そういう数理的な検討の 上だけではなくて、事象をもう少し掘り下げた考え方が、あってもいいかなと思います。 このことが、私としては一番気になったところでございます。そういったことを 1 つお願 いしたいと思います。以上です。

○司会

ありがとうございます。シルトの問題の件につきましては、同じ水質に関連して今井先生からはアオコについてご意見がありましたが、一方でアオコが増加、一方で濁水という形になろうかと思います。こちらにつきましては、今、選択取水等を考えておりますが、それに加えて色々な候補等も考えながら、対策案を練っていきたいと考えております。

また内水につきましては、知事、市長が出席された検討の場で、市長の方から、「内水対

策の必要性等も今後は考えてほしい」というご意見をいただいたところでございます。特に、横瀬川自身は急勾配ですが、合流点とその下流は非常に緩やかでございまして、まだ内水等の被害も発生しているところでございます。こちらにつきましては、ご意見をいただいたとおりに、確かに色々な施策、例えば住宅の関係であるとか、流域全体の住まいのことから、色々なことを考えあわせて対策をしないと、内水対策はなかなか解決しないと考えております。このため国、県、市が一体となって取り組んでいきたいと考えております。また、最後にございました、最悪のシナリオでございますが、今年度でいきますと、九州でも災害がございましたし、去年でいきますと地震や和歌山で非常に大きな土砂災害等も発生しているところでございます。想定外というのはもう通じない世の中でございますので、当方としましては、色々な現象を、最近でいいますと地球温暖化に基づいて、降雨がどう変化するか等も考え合わせて、対策を練ろうということも考え始めているところでございます。特に高知県のこの地域は、非常に雨が多いこともあり、その辺りもしっかりと考え合わせて対策を練っていきたいと考えております。ありがとうございました。続きまして、福永様、よろしくお願いいたします。

○福永信之氏

はい。「ネイチャーとさ」の福永です。「ネイチャーとさ」は、山仲間とか、或いは自然 愛好家、それから色々な愛山家のグループであり、できてからもう 20 年以上になります。 10 日には四万十川でバードウォッチングと、ネイチャーパトロールをやってきました。最近、ツルも来ており、もちろん「つるの里」にも、実際にツルも 2 羽来ていました。2 日、3 日くらいいました。地域の自然あるいは環境に、非常に関心を持っているグループです。その代表をさせていただいています。

「ネイチャーとさ」では、もともと、この横瀬川ダムを造るのに反対していました。このダム計画というのが、当初日本の高度成長期の頃に計画されたものであって、その水利用というのはどうなるかというと、田ノ浦のあたりの農業団地に水を引き、もちろん四万十市の生活水にも使用するということもありました。それからもう 1 つ、再三言われている洪水調節、治水も計画をされています。全て色々あるのは事実だと思います。それからずっと何度も源流、山の上からダム工事、河川堤防、河川敷を自分たちで検証しています。ただダムがどうのこうのではなくて、ダム付近の生態系が重要です。かつて中筋川流域には、最後までカワウソのいたところです。最近はいないことになっているようですが、カワウソが生息するようないい場所もあったわけです。それで、当初から生態系に配慮して、ダム建設に反対していたわけです。最近、今日も含めて新聞も見ましたが、ダムをやめたらいいのか、或いは代替案であればコストが高くなるから、ダムが有利となっている。これは少しおかしいと思います。僕はやはり、ダムはやめてほしいと思います。当初から言っていましたが、なかなか通らない。横瀬川の源流、ダムを予定している地点の少し下流の所は、きれいな水が流れています。それから中筋川との合流点では横瀬川からきた水が

全然色が違います。中筋川をきれいにしているのは、横瀬川の水です。中筋川で一番きれ いな水が流れる横瀬川を、流してほしいと思います。それから、海水淡水化です。四万十 川には、どんどん海水が上に行っています。下田の工事でもそうだし、その辺りの色々な 工事では河床はどんどん掘れているし。ここにある10年後の評価は、10年後、20年後、 歴史の評価は、僕は横瀬川ダムを造ることによって、評価が大になるとは思いません。自 然は人間だけのものではないから。やはり生態系を考えて、自然との協調、そういうこと を考えれば、もっときれいな水を川に流すことを考えてほしいと思います。それは、地域 の山とか森林、ほとんど植林で間伐されていないような所がずっと残っているわけです。 ぜひ現地を見てもらって、いま一度、ダムのこと、或いは治水のことも考えてほしいと思 います。ダムができても中筋川と横瀬川の合流点付近は冠水します。それは色々条件があ るかとは思いますが、ダムができただけでは冠水します。今も、一番先に幡多の方に高速 道路ができたと。ああ、ダムを造るためにやったなと。ダムができても住民が抜けるよう にやるのが 1 つの目的だなと思いました。ぜひ、生態系も考えまして、何とかあまりコン クリートの工事をしない方がいいと思います。所々、下流の中筋川でも、ブロックなどで 工事をしている所がありますが、激流、急流が流れる所ではないのに、必要以上にコンク リートブロックを置いています。それがいずれ土で覆われ今度は、竹藪になる。最初から 竹藪だったら竹藪を置いておけばよかったのにと思います。国土交通省のやることは、後 になってミスが出ている。ぜひ再度そういうことも含めて、検証してほしいと思います。 だからダムの費用が有利だから、「ダムを造る」、そういうことではいけないと思います。 色々前後しましたが、僕の気持ちは、中筋川をこれ以上汚さないために、生態系に配慮し て横瀬川の水を流してほしいと思います。

○司会

ありがとうございました。

○福永信之氏

それからもう1つ質問します。先ほど中筋川の戦後最大洪水は、昭和47年7月洪水と言われていましたが、昭和38年8月洪水の方が、中筋川の被害は多いのではないでしょうか。昭和38年8月洪水はすごかったです。昭和38年の四万十川との合流地点は、今の山路展望台の所でしたが。昭和47年7月洪水より昭和38年8月洪水の水害が大きいと思います。岡山さんもご存じと思います。

○岡山静夫氏

昭和38年8月洪水の方が大きかったです。

○福永信之氏

昭和38年8月洪水は、渡川の具同辺りの民家が浸かりました。

○岡山静夫氏

あの時分は無堤防だったので、広範囲に冠水したわけです。遊水地帯と同じでした。規模的には、やはり昭和38年8月洪水の方が大きかったように思います。

○福永信之氏

昭和47年7月洪水より昭和38年8月洪水の方がずっと大きいはずです。

○岡山静夫氏

確かにおっしゃるとおりです。規模的には大水と記憶はしております。

○福永信之氏

そうでうすね。

○司会

事務局の方から補足させていただきます。

○事務局

今、福永様が言われた洪水のことです。確かに昭和38年8月洪水の方が被害が大きいのは、岡山様が言われたように、堤防の整備状況等も違うという状況の違いも1つあります。ただ、そういう中で、まず流量でいきますと、昭和38年8月洪水は四万十川の具同観測所、赤鉄橋の所で、毎秒1万3,400m³という流量が流下しています。その時の中筋川の流量は、磯ノ川観測所で約600m³です。一方、中筋川の河川整備計画で考えております昭和47年7月洪水では、具同は毎秒7,600m³ですから、四万十川の具同地点で比較すれば昭和38年8月洪水の約半分弱位です。一方、中筋川は磯ノ川地点で毎秒990m³という流量が流れています。雨量も中筋川はその時は、499mm/2日ということで、約500mm/2日近くが中筋川で降っています。その時の昭和38年8月洪水と昭和47年7月洪水でいいますと、流域ごとの雨の降り方も異なっていたと思います。これより、中筋川の計画では、戦後最大洪水は昭和47年7月洪水となります。

○福永信之氏

冠水はもう完全に昭和38年8月洪水の方が大きかったです。

○事務局

整備状況等の違いはあると思います。

○司会

福永様からいただきましたご意見の中で、カワウソがいた環境がいい場所ということも ございまして、四万十川が「最後の清流」と呼ばれるような素晴らしい川でございますの で、しっかりと環境にも配慮しながら、この事業にかかわらず、他の事業も実施していき たいと思います。また、先ほどご意見のございましたコストについて、違和感があるとい うことをおっしゃられたと思いますが、この検証がもともとのスタートが、人口減少であ るとか、少子高齢化であるとか、財政赤字、それを鑑みて、これからの公共事業というも のをどう考えていくかと、在り方を考えようということで始まったものでございますので、 どちらかといいますと、全体的には色々な項目がありますが、少しコストの方に重点が置 かれているという検証でございますので、今まで先生方に色々なアドバイスをいただいて いる観点からすれば、少し軸足がコストに寄っているというご印象はあるかと思いますが、 今回はその始まりが、そういった今の日本の財政状況を踏まえた上で始まっておるという ことでございますので、ご容赦いただきたいと思います。その中で、同じ安全度を、河川 整備計画を基本としておりますが、同程度の安全度で、色々な施策があるわけでございま して、どういった施策を取れば一番良いかということを、「治水」は7つの評価軸、また「新 規利水」、「流水の正常な機能の維持」では 6 つの評価軸で比較させていただてでございま す。少しこれまでと検討のやり方が違うということで、ご理解いただければと思います。 ありがとうございます。

それでは続きまして、西内様よろしくお願いします。

○西内燦夫氏

西内です。180 度変わった意見になりますが、私は綿密な再検討がなされていて感服しますが、私の現在の意見は、本質的に十数年来の検討委員会における歴史、地形、地元経済そして技術的検討結果と異なるものではなく、この治水計画に対する期待に変化はありません。中筋川の洪水解消の必要性において、このダムは単体で検討されたものではなく、全体計画の一部だと承知していますので、早急な全体像の完成を多くの住民は待っています。今日のこの段階での再検討とは、まるで陸上競技の三段跳び競技で、ホップ、ステップが済んでジャンプなのに、スタートに戻れと言われているようなもので、以前の検討作業の苦労からして、若干の憤りを感じるものであります。個人的に、宅地造成の設計に携わってきた経験から、私見を言わしていただけるならば、この中筋川との闘いに人間が勝つためには、時間差しかないと考えます。河床勾配も河積断面も確保が困難という状況から、下流見合いの放流には水の時間差、時差出勤しかないでしょう。つまり、河川に雨が入ってくる時間を、遅出残業のようにコントロールするしかないと思います。したがって、

流入時間の検討が決め手だと考えます。そこで今回は、遊水地を追加検討されていますが、 私の経験からは、これは好ましくない。これは理論的に見えるが、消極的な気休めでしか なく、管理上、ヒューマンエラーの可能性を残した案だと思います。また、平面的な遊水 地では、土地利用計画からも不経済で、根本的な解決にはならない。それよりは、言葉は 「遊水地」と似ていますが、「調整池」という施設が技術的には好ましいと言えます。ちな みに高知県では、5ha 以上の宅地造成については、調整池の検討が必要と言われております。 調整池とは、縦断的に時間の問題を解消するもので、今回の検討には最適だと思います。 遊水地とはジル田を意味し内容は消極的ですが、防災用調節池は積極的な治水方法だと言 えます。そして、これは規模が大きくなるとダムと呼ばれます。以上より、この位置のこ の調整池、即ちダムは、四万十川の景観に支障はなく、むしろ流域住民の生命と財産確保 とが優先されるべき事例であって、早期に完成すべきものと考えます。以上です。

○司会

ありがとうございます。それでは続きまして田村様、よろしくお願いします。

○田村章氏

はい。宿毛商工会議所、田村と申します。結論から申しますと、色々な角度から検討されて、総合的に横瀬川ダムを完成させていく方向に行くのが正しいという結論が出た以上、一刻も早く仕上げていただきたいと思います。

商工会議所といたしましては、このダムに関して、これまでの歴史的な経過の中で、何度か要望書を挙げてきてございます。その前に、このダムの背景につきましては、色々話が出ているように、私も宿毛市に住んでいますから、周辺は存じています。昔から水田地域という印象があるぐらい、子どもの頃から見てまいりました。したがいまして、中筋川ダムの関連で、横瀬川もダムを造られるということになった時、大変一個人としてもうれしく思った次第でございます。あの辺りに住んでいる方が、本当に生活の中で難儀をしていたのを見ておりましたから、そういうことができることになったことを大変喜んだ次第です。

その後、順調に実施されているかのように思いましたが、資料を拝見しますと平成14年度に横瀬川ダムの基本計画が公表された以降、現実にどんどん進んでいっただろうと思いますが、手元に用意した要望書によれば、平成19年7月に「横瀬川ダム建設促進期成同盟会」というのを作りまして、四万十市と宿毛市の市長、それから商工会議所等が一緒になって、国土交通省の局長宛てに要望をしています。これは、「早く進めて下さい」という要望です。それから平成22年に入りまして、3月と5月にまたダムに関しての要望書を出しております。それは四国西南地域活性推進協議会というのが1つと、それから宿毛商工会議所からの2つになっています。この四国西南地域活性化推進協議会というのは、幡多地域の3つの商工会議所、つまり宿毛市、四万十市、土佐清水市と、それから周辺の大月町、

三原村、黒潮町、そして江川崎、この4つの商工会、7つの団体において、この地域の活性 化あるいはインフラの要望など色々共通課題について話し合いをしております。その幡多 の経済界の総体ともいえるその協議会において、平成22年3月に横瀬川ダム建設の促進な どについての要望をしています。

同じ平成22年に、2つ出たという意味は、この資料に今日のスライドでありました、平 成 22 年 9 月 28 日に国土交通大臣、この時の大臣は馬淵さんですかね。馬淵大臣の名前で 通達が出されてきたということだろうと思いますが、その前に確か平成21年に、前原大臣 が八ツ場ダムで、すぐストップをかけるということで大変話題になりまして、さあダムが どうなっていくのかという、事の流れの中で、私どもは平成22年9月に馬淵大臣から、こ のダムに対する検証に係る検討をしなさいという指示が来る前に、平成22年の9月以前で すね、つまり3月と5月に要望書を出しております。私ども地元経済界としては、非常に 危機感を持ったということでございます。このダムが始まるまでには、先ほど自然環境に 対する配慮とか、色々検討がされてきただろうと思います。このダムの話は、そもそも昭 和の終わりからの話であり、昭和の時代から始まって、延々と検討されて、平成 14 年に採 択されて進んでいるのに、今、西内様が申されていましたが、もってまわったような 2 年 間に振り回されているなという印象を持つわけであります。しかし、色々な角度から検討 した結果、でもやはりダムが有利となったということは、大変うれしく思います。進捗状 況からいっても、全体の 40%くらいもう済んでおり、400 億円のうち 130 何億円使ってい るわけですから。それをやめることになれば、逆の意味で大変な問題が、生じるだろうと 思います。昔から戦でも事業でも同じですが、負け戦をするというのは、大変なエネルギ ーを伴いますし、犠牲が伴います。事業でもやりたかったことをやめるっていうのは、別 の意味で大変です。ですから、本当は進んだほうが楽なんですが、色々な経費的なコスト 面、あるいは総合的に考えて、やはり進む方がいいという結果が出たということでありま すから、繰り返しになりますが、ぜひ一刻も早くやっていただきたいと、お願い申し上げ たいと存じます。

それで、せっかくの場でありますから、このダムの発電のことについてご提案させていただきます。このダムの自家消費する、ダムを動かすための発電は、このダムで行われるということになっていたのですが、これから小水力発電をつけ加えることによって、より期待できるようなものに代わっていけるのではないかと思います。その辺り、専門的に分かりませんが、検討いただければいいと思います。

それから蛇足ながら、今この地域の大半の話題中の話題が、地震対策でございまして、 当然ダム設計の中に考慮されていると思いますが、更に、震災に対する津波の対策が、今、 非常に問題になっております。地震対策にも強度面等々、更に検討をいただいたら、釈迦 に説法かもしれませんが、蛇足ながらお願いしたいと思います。小水力発電につきまして は、ぜひ検討をお願いしたいと存じます。以上でございます。

○司会

ありがとうございました。

○事務局

ありがとうございます。最後にご意見いただきました発電の話や地震に対しての備えについてですが、必ず起きるといわれている南海地震です。30年以内に起きるのが60%、東南海だと70%、それも確率で言っているから、30年後に初めて起きるのではなく、今日、今起きてもおかしくないと言われておりますから、ご意見いただいたとおり、地震に対しては万全の設計を行い、中筋川ダムについても大きな地震が起きたらどうなるかということの検討も、今、準備を進めていますし、これから造ろうとしている横瀬川ダムは、もちろんのことでございます。発電のことについては、川の水を落差をもって流すわけですから、そのエネルギーをどう使うのかというのは、十分考えていきたいと思っております。また、あわせてせっかくできたエネルギーですとか、そこに貯まっている水っていうのは、いざ災害時、有事の際には、非常に貴重なエネルギーであり、水になるだろうと思っています。そんな意味で災害に対応してのダム、中筋川ダムもそうですし、横瀬川ダムもそうですし、どんなことが地域に対して、平常時に加えて、有事の際に役割を担えるのか、そのようなことは造って行く中で、使って行く中で、どのような工夫ができるかということを、十分考えていきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。このダムの検証につきましては、前原大臣の時に始まりまして、その後、幾人かの大臣が交代されましたけれども、今日までこの検証の作業、続いているというところでございます。

以上、1人ずつご意見いただきました。ここで、本日ご欠席されている木下様からのご意見をご紹介させていただきたいと思います。皆さまのお手元にもございますが、読ませていただきます。11月9日に木下先生からいただいたものでございます。

○木下泉氏(代読)

まず最初ですが、ダムができ貯水池になれば、ダムより上流の環境は大きく変わってしまい、貯水池になるところは元に戻れない。したがって、ダムから上流よりも下流の河道の環境保全措置をより検討すべきである。2つ目ですが、評価の考え方として、安全度が一番重要ではないのか。「一定の安全度の確保」とあるが、「一定」という言葉が曖昧で良くない。「河川整備計画と同程度の目標」とあるが、想定外の事象も起こり得るので、考えられる安全度を設定した上で、そのために必要なコストを評価すべきではないか。3つ目でございます。さまざまな対策案の中で、環境への影響を考えた場合、ダムが一番環境に影響を与えると考えられるが、「治水」、「新規利水」、「流水の正常な機能の維持」において「コ

スト」の面から、より効果的、持続的に実現できるのであれば、横瀬川ダム案が妥当であると言えるのではないか。以上でございます。

○司会

以上、学識経験を有する皆様方からのご意見をいただいたところでございます。ひと通りご意見をいただきましたが、少し言い忘れた事柄や、付け加えておきたい事柄がございましたら、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○福永信之氏

ぜひ皆様、普段の時の現場を見てほしいと思います。それから山もどうしてあんな所に ダムがいるのかと。横瀬川ダムができても冠水はします。冠水はもっと他に対処する方法 があると思いますし。ぜひ現場をみんな見てほしい、所長も同じです。見たと思いますが、 ぜひ山の方も。また下田の河口の辺りも、それから途中の竹藪や工事を実施している所な ども、もっと見てほしいと思います。それからどうしても、冠水といいますか、そんな地 区も残しておくべきだし、この四万十市の歴史が、ずっと昔から考えているが、やはりあ あいうところがあって、また人が集まり自然が保たれてきたということも事実です。そう いうところにカワウソもいたので、ぜひ人間サイドだけではなくて、やはりもう少しグロ ーバルに地域、自然、人というものも考えてほしいという気もします。

○司会

ご意見ありがとうございます。現場を見るというのは、我々が事業を進める上での基本でございますので、肝に銘じてしっかりと現場を見た上で、どのような形が一番良いのかと、治水面、利水面、環境面とで検討してまいりたいと考えております。また内水関係は、市長からもご指摘がございまして、引き続き国、県、市それぞれの色々な施策を組み合わせて、対応法を考えたいと思います。ありがとうございました。

それでは以上、ご意見をいただきましたので、本日いただきましたご意見をこの後、取りまとめさせていただきまして、ホームページ等で公表させていただきますとともに、報告書にも記載させていただきたいと思います。その際、発言内容のご確認をさせていただくこともあるかと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

6. 閉会

○司会

以上で議事がひと通り終わりました。閉会にあたりまして、四国地方整備局河川部長の 鈴木から、ご挨拶を申し上げます。

○事務局

皆様、本日は色々な観点からご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。今、河川調査官から申したとおり、本日いただきましたご意見につきましては、これからまとめます報告書の原案作成の中に、その要旨をまとめて記載させていただきたいと思っております。また、少し長期的な観点からも、ご意見を色々賜りました。これらにつきましては、今後我々が進めていきます河川の事業、管理の中で役立てていきたいと思っております。私事ではありますが、私 7 月に河川部長でこちらに着任しております。職員には、まずよく現地を見ろと。それから、こういった地域の方々の意見をよく聴けということで、事業を進めてきております。引き続き、この姿勢で我々の仕事を進めてまいりたいと思っております。また、この検証につきましては、各方面から早く作業をまとめろというご意見を承っております。私どもとしましても、残された手続き関係、スピード感を持って仕上げてまいりたいと思っております。皆様方には引き続き多方面から、またご指導賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の言葉とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○司会

以上で終了させていただきます。本日はありがとうございました。

資料 7

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」 に対する関係住民の意見聴取結果 【議事録】

平成 24 年 12 月

国土交通省 四国地方整備局

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書 (素案)」に対する関係住民の意見聴取

日 時:平成24年11月10日(土)19:00~20:00 場 所:四万十市 四万十市立中筋中学校(体育館)

発表者:意見発表者

○住民(1番)

皆様、こんばんは。私、●●をしております、●●と申します。よろしくお願いいたします。

●●をしていると同時に、●●もいたしております。今日の意見発表でございますが、個人としての意見及び●●としての意見、同じでございますので、両方の意味合いからの意見とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは早速、意見発表に入らせていただきます。

私の意見ですけれども、まず、結論から申し上げますが、ダムはどうしても造っていただかなければ 困るというのが私の結論でございます。一住民としての結論でもありますし、●●として、中筋地区の 住民のほとんどの皆様方の意見を伺いますと、どうしてもダムは必要だと。これは「今まで、ここまで やってきた以上、今さらやめられては困る」という方ばかりでございます。

決して大げさに申し上げる訳ではございませんが、私が●●を始めましたのが平成●●年の●●月からです。以来、そのすぐ後から、この事業が始まったと思いますが、それから今日に至るまで、中筋川総合開発工事事務所長が今まで何人代わられたか覚えてないぐらい、多く代わられました。その間ずっと、この地域の●●として、或いは個人的にも、このダムがどうしても必要だということで、国土交通省にも私なりに一生懸命、協力もさせていただいた訳でございます。それは、個人的に「どうしてもダムが必要だから」という信念の一途からでございます。

同時に、「どうしてもダムでなければいけない」という思いと、もう1つこの場をお借りして発表させていただきたいのは、報告書(素案)の中にはございませんが、今まで国土交通省が、この事業をやってこられた中で、一生原の住民、10名くらいの住民が移転を余儀なくされました。その中の1人に私の親しい者がいまして、その友人のおじいさんが、数年前に亡くなりました。一生原を出て、病床に就いてから、ずっと口癖のように言っていたことが、「わしはやっぱり昔からの一生原の自分の家で死にたかった」ということを毎夜のように言いながら亡くなっていったと、このようなこともございます。そういったことは、報告書(素案)にはなかった訳です。ぜひ、そういったこともありながらの今日であるということも、ご理解いただきながら、どうしても横瀬川ダムを造り上げて完成までもっていっていただかなければいけないと、そのように考えております。

この報告書(素案)の中から、私と同じような意見が綴られているわけですが、いただいておりますこの資料のP6-7を見てください。「遊水地案について、横瀬川ダムの貯水池を遊水地でカバーするための農地を確保することは非現実的」、「これまで治水事業で守られてきた優良農地を取り上げ犠牲にすることは、地元としては受け入れない」という文章がありますが、これも私の考え方、意見と同じでございます。

同じように、私と基本的に全く同じような意見が書かれておりますので、少し紹介したいと思います。 P6-9を読みますと、「遊水地が想定されている江ノ村箇所は、つるの里づくりとして自然再生協議会 も全面的に支援を行い、ツルの越冬地造成や無農薬米の栽培など、地域全体として活動が行われ農業基 盤にもつなげられている」と書かれております。これも私の意見と同じでございます。そして、「当地域は地域経済が低迷する中で農業が大きな経済基盤になっており、最近では無農薬米の栽培など新たな農業の取り組みも進められている」というところ。更にその半分から下、これも私の考え方と同じであります。他にもそういうところは、沢山あるわけですが、うまく言えませんので、この報告書(素案)の中を引用させていただきましたが、私の気持ちとしてはそういうことであります。

同時に、現在四万十市、旧中村市の一住民として、当然のことではありますが、皆様方も他の住民も市民も同じことだと思いますが、去る 10 月 26 日の高知新聞の記事も引用させていただきたいと思います。表題が「横瀬川ダム建設有利」という、この記事でございます。この中に高知県知事、それから四万十市長、宿毛市長のお考えが述べられております。我々の代表の意見でございますし、我々市民としては、代表が考えていることに従うというのは、これは当然でございます。以上、うまく言えませんが、このような自分の考え及び県、市等の意見も踏まえた上で考えますと、ダムというものはどうしても造っていただかなければいけない。もうダムしかないと。こういう気持ちを申し上げたいと思います。

○住民(2番)

ただ今、ご紹介にあずかりました●●と申します。この度は横瀬川ダム事業の検証報告に対する意見発表の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。お礼を申し上げたいと思います。今日の意見でありますが、多少それた意見になるかも分かりませんが、ご了承いただきたいと思います。

私は、この中筋川流域で生活をして半世紀以上になります。この間、幾度となく洪水被害に悩まされ続けてきました。ある年には洪水で溺れかけた児童を助けた方が、不幸にも自分の身を犠牲にされるという、大変悲しい出来事に遭遇したこともありました。また、地域の主要産業である水稲栽培にも大きな被害を及ぼす、まさしく農家泣かせの中筋川でもありました。

こうしたことから、私どもは地域を挙げて、各行政機関に対して、抜本的な治水対策を訴えてきました。その結果、中筋川の流路延長工事や河床整備、或いは堤防工事などの対策が段々と図られてまいりましたが、まだまだ十分だとは言えません。

特に私どもの地区の現状を申し上げますと、強制排水の機能を備えておりません。よって、内水の処理は自然流下に頼る方法しかございません。このため中筋川の水位が上昇すると、水門を閉鎖するわけでありますが、この操作を行うと必然的に内水は滞留して地区内の道路という道路は全て冠水します。このため通行ができず、また民家などへの浸水被害も発生するという深刻な問題が起こり、住民生活に大きな支障をきたしている状況にもあります。

今回の横瀬川ダムの検証における治水対策案といたしまして、河道掘削、引堤、堤防のかさ上げ、遊水地あるいは放水路といった多くの対案が出され、それぞれ専門分野で検討がなされたようであります。 先ほども述べましたが、度重なる水害に悩まされ、耐え続けてきた立場から申し上げますと、洪水時における中筋川の水位をできる限り低下させ、流下能力を向上させる対策の実現を強く望むものであります。それには、河川改修工事の促進はもとよりでありますが、洪水発生の源である中筋川上流域における、ダムによる調節、これが最も理にかなった方策であろうと考えます。

この流域には2つのダム計画があり、その1つの中筋川ダムは平成11年から運用が開始されており、 昨年7月の台風6号時の磯ノ川地点における水位低下が56cmと、洪水調節効果が顕著に現れております。また、10月の低気圧では、避難判断水位を81cmもオーバーする危機的な水位上昇があったということであります。このときもダムの洪水調節により79cm水位が下がったという説明もありました。こ れに横瀬川ダムが加われば、更に大きな水位の低減効果が期待され、流域の洪水氾濫防止効果が高まる ことは明らかであります。

次にダムの運用について申し上げたいと思います。ご承知のように、この2つのダムは多目的ダムとして位置付けられておりますが、水利用が十分になされていない状況にあると思います。中筋川ダムにおける利水は、水道用水1日最大2,000 ㎡、工業用水1日最大8,000 ㎡、かんがい用水年間190 万㎡という、大変多量の水利用が計画されているにも拘わらず、利用されている量はゼロに等しいのではないかと思われます。もしそのようであれば、実にもったいなく残念でなりません。理由は色々あるかと思いますが、運用が始まってから相当時間も経過しており、利用方法を再検討されてはいかがかと思います。

昨年3月に発生した東日本大震災に起因した原子力発電所の大事故は、国民生活に大きな影響を及ぼし、未だに再生の兆しも見えない深刻な状況にあります。生活に必要不可欠な電力供給として、今、全国的に代替エネルギーによる電力の確保が叫ばれております。そこで今、利用されていないこの再生可能なダムのエネルギーを活用して発電を行う、そういうことも検討されてはいかがでしょうか。

また、水不足も色々と論議されておりますが、こういった水不足に悩む地域に対して、このダムの水を有効に活用してはどうだろうか。新たなダム利水の活用策として検討することにより、多少なりとも 財源確保に繋がるのではないかと考えます。

私が子どもの頃の中筋川は、コイやフナ、エビやウナギ、これらを掴みながら遊びましたし、またカワウソを目にしながら遊んだことも懐かしく思い出されますが、いつのころからか、これら水生動物の数も少なくなり、カワウソに至っては絶滅しました。このような自然環境の悪化の原因の多くは、人間によってもたらされたものだと思っています。

これからは、このような環境を改善することも、私たち住民の務めだとも思いますが、河川行政を担当する皆様におかれましても、このような観点に留意をされまして、適切なダムの運用また維持管理に、ぜひ心配りをお願いしたいと思います。

故事の中に、確か「国を治める者、水を制す」という言葉があったように記憶しておりますが、まさ しく治水とは洪水対策のみならず、水の有効利用と水辺環境の保全、これを一体的に取り扱うことだと、 私は考えております。

事業主体の国土交通省の皆様には、これが正しい治水対策だという方向の決定がされましたら、決してぶれることなく、住民福祉の向上と地域の発展を図るため、このダム事業の1日も早い完成に向け、さらにご尽力・ご努力をされることをお願いを申し上げまして、私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○住民(3番)

皆様、こんばんは。意見というほどの力を持ったことは、私は言えませんが、前月の10月25日の検 討の場で、横瀬川ダムの建設の継続の是非を協議する検討会議が開かれました。

四国地方整備局が、現行の計画と代替案の比較の結果を発表しておりました。それはコストの面から 見ても、ダム建設が最も有利とする評価(案)を提示されておられました。

先日この場で、私たちは、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」をいただきました。 大変立派なものであります。なかなか読み切れないものでありましたが、素晴らしいものであります。 私は、その中で「横瀬川ダム案」以外の対策はあり得ないと思います。 横瀬部落は全長 4 km に及ぶ、細長い部落であります。中に川を挟んだ部落でありまして、80 町歩の 田畑があります。昔の古い人の話でありますが、明治 3 年の大洪水がありまして、家屋や人馬が流され、 そして田畑は荒地と化してしまいました。大変生活にも苦労しておりました。

また大正9年8月に、同じ規模の大洪水がありました。同じく人畜・家屋が流され、田畑は荒地と化してしまいました。稲作は皆無の状態になってしまいました。大変生活にも困難をしておりました。度重なる洪水によって、横瀬川は2カ所も川が変更になっております。よって大正 10 年、耕地整理組合を結成して、河川と農地の改良事業に大きな費用を費やしてまいりました。何年もかかって負担金をみんなが一生懸命払って、大変苦労をいたしました。横瀬部落は今までに、土地改良事業を4回もいたしました。大変住民には負担をかけました。しかし、災害から生命を守り、財産を守り、地域の生活の活性化のために私どもは全力を尽くしてまいりました。

今、大物川に 300mm、400mm の雨が、4時間、5時間降れば、横瀬地区はまた大正9年の大洪水と同じような状態になると思います。どうかダム建設の再開を1日も早く決定していただきたいと部落民一同、切に願っておる次第であります。

あまり意見というほどのことは言えませんが、今、簡単に私の思ったことを言ったものであります。 横瀬川は、谷が大変深く、大物川の上流は勝間川の打越地区まで繋がっています。それで大きな雨が降 れば、水量というものは非常に大きい強い水となって流れてくると思います。

このダムは横瀬川のためだけではないのです。多目的ダムで、四万十市、宿毛市、しかも一番関係する八東地区、まだまだ大きな水害に見舞われております。どうか1日も早く、このダムの完成を願うのでありますが、政権が交代してストップをしていますが、早く継続をしていただくような運動をしていただきたいと願う次第であります。

また、新しくできるダム湖の上流には、「須多ノ舞」という滝があります。大物川のそこに大物川須 多権現神社という今も神様を祭っております。私は、できるだけ早くダムを完成していただいて、ダム 湖を新たな観光資源とした地域の振興に役立てたいと思っておるものであります。

○住民(4番)

皆様、こんばんは、私、●●と申します。

去る 11 月 5 日の夜ですね、この場所で、この「横瀬川ダム建設事業に係る報告書(素案)」の説明会と、そのご案内をいただきまして、懇切丁寧に概略の説明を聴かせていただきました。

その感想とまた自分なりの思いというものを、少し述べさせていただきたいということで、この場に 立たせていただいております。何分不慣れでございますから、その点1つよろしくお願いを申し上げた いと思います。

まずはこの報告書(素案)は、横瀬川ダム建設ありきというのではなく、中筋川流域の治水や利水をも含む総合的な見知から、ダム建設に代わる様々な方策を全方位で検討・精査くださり、全ての面で、やはり横瀬川ダム建設が最善の方法であるとの素案をお示しいただきました。国土交通省の関係各位の皆様方に、この文書作成作業に対してのご努力に、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

また数回の幹事会が行われたという中で、県知事をはじめ、関係市長からも早期に工事の再開を促す 意見が出されておりますのも、当然のことと言えるのではないでしょうか。

私も何回か「中筋川の治水を考える会」に出席をいたしまして、流域内の各区長様の工事再開への熱い思いを肌で感じた次第でございます。

もともと横瀬川ダム建設事業は、中筋川総合開発事業の一環として種々検討され、工事が着工されたと承知をいたしております。また、特筆すべきは、ダム建設用地での家屋移転 100%、用地取得 88%と、この数字を見ましても地権者各位の住み慣れた我が家や父祖伝来の土地を断腸の思いで手放しての理解と協力が見て取れるのであります。しかしながら、政権交代という大きなうねりの中で、中断を余儀なくされたのは、残念の極みと思っております。

私ども●●にとりましては、長い歴史の中で、地域住民の尊い命や貴重な財産をも奪ってしまう洪水被害に悩まされ続けてきたという過去の経緯がございます。平成 11 年の中筋川ダムの完成により大幅に改善されてきたのでありますが、いまだ一部地区では、慢性的な浸水被害も続いており 100%とはいえない現状であります。横瀬川ダムの早期完成によりまして、より安心・安全な生活が保障されるものと期待するのであります。想定外という言葉が死語になりつつあります現在、内水面での対策も含めて、十分に考慮した工事再開を住民の1人として、切に願うものであります。

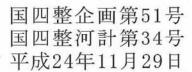
また、原発事故を機に、原子力に頼らない自然エネルギーが叫ばれておりますが、当地域には坂本ダム、中筋川ダム、そして完成するであろう横瀬川ダムという、電力を生み出す素晴らしい施設があり、この施設をフル活用し、今以上の発電が可能かどうか、英知を結集し再検討していただき、工事再開とともに、両面で取り組んでいただきたいとお願いを申し上げまして私の意見といたしたいと思います。ありがとうございました。

資料8

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する 意見聴取について(依頼)」に対する関係地方 公共団体の長、関係利水者の回答について

平成 24 年 12 月

国土交通省 四国地方整備局



高知県知事 殿



横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見照会について(依頼)

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、四国地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下、「検証要領細目」という。)に基づき、検証に係る検討を行っており、「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

この度、これらの検討結果等を踏まえて、「横瀬川ダム建設事業の対応方針(原案)」を記載した別添資料「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案」(以下、報告書(原案)案」という。)を作成しました。

つきましては、検証要領細目第3 1 (2)に定める意見聴取として、報告書(原案)案に対する貴職のご意見について、平成24年12月6日(木)までに、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご意見の提出に当たっては、河川法第16条の2に準じていただきま すようお願いいたします。

※ご意見の送付先(◎)・問い合わせ先

四国地方整備局 企画部 企画課 企画第一係

電話 087-811-8308

FAX 087-811-8408

◎ 河川部 河川計画課 河川環境係

電話 087-811-8317

FAX 087-811-8417



24高河川第494号 平成24年12月5日

四国地方整備局長 様



横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見照会について(回答)

平成24年11月29日付け国四整企画第51号、国四整河計第34号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

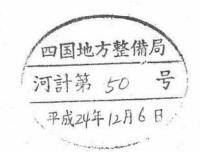
なお、今回の意見提出に当たり、関係市長の意見を聴取しておりますので、あわせて提 出します。

記

「横瀬川ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる」とした対応方針(原案)については、異存ありません。

今後は、一日も早く対応方針を決定して、流域の浸水被害の軽減および四万十市の上水道の安定的な供給を確保するため、横瀬川ダムの早期完成に向け取り組んでいただくよう、お願いします。





24 四 建 第145号 平成24年11月30日

高知県知事 尾﨑 正直 様

四万十市長 田 中



横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討 報告書(原案)案に対する意見について(回答)

平成24年11月29日付け、24高河川第482号で照会のありました上記の件について、別紙のとおり回答します。

横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する 関係市町村長の意見

市町村名:四万十市

意 見

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案」については、異 存ありません。

治水、利水対策としてダム建設の継続が最も有利とする総合評価は、関係 自治体として最良の結果と考えます。

早期に横瀬川ダムが完成することを強く望みます。

宿 建 第 6 1 8 号 平成24年12月4日

高知県知事



横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案に対する意見について(回答)

平成24年11月29日付け24高河川第482号で照会のありました標記事項 について、別紙のとおり回答します。

横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案に対する関係市町村長の意見

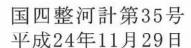
市町村名:宿 毛 市

意 見

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討 報告書(原案)案」につきましては、 意見はありません。

流域の治水安全度を高めるためには、河川のピーク水位を下げるためにも横瀬川 ダムの建設をお願いしたい。

同時に、中筋川ダム完成後に頻発している宿毛市東部地域の内水洪水の現状について、内水洪水と中筋川ダムの洪水調節後の放流との関係を調査・検討していただき、横瀬川ダム建設と並行して具体的な洪水防止策を進めていただきたい。



四万十市長 殿



横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見照会について(依頼)

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申 し上げます。

さて、四国地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下、「検証要領細目」という。)に基づき、検証に係る検討を行っており、「横瀬川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

この度、これらの検討結果等を踏まえて、「横瀬川ダム建設事業の対応方針(原案)」を記載した別添資料「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案」(以下、報告書(原案)案」という。)を作成しました。

つきましては、検証要領細目第3 1 (2)に定める意見聴取として、報告書(原案)案に対する貴職のご意見について、平成24年12月6日(木)までに、ご回答いただきますようお願い申し上げます。

※ご意見の送付先(◎)・問い合わせ先

四国地方整備局 企画部 企画課 企画第一係

電話 087-811-8308

FAX 087-811-8408

◎ 河川部 河川計画課 河川環境係

電話 087-811-8317

FAX 087-811-8417

24 四 建 第144号 平成24年11月30日

国土交通省四国地方整備局長川 﨑 正 彦 様

四万十市長 田 中



横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見照会について (回答)

平成24年11月29日付け、国四整河計第35号で依頼のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討に関する 意見照会について

市町村名:四万十市

意 見

「横瀬川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案」の最も有利な案 は「横瀬川ダム案」とする結果について、四万十市として異存ありません。 四万十市の衛生的な飲料水の安定確保のため、横瀬川ダムの早期完成を強 く要望いたします。